

## 「新しい認知症観」理解促進の取り組みが始まる

### ◆第1期認知症施策推進基本計画の重点目標は「新しい認知症観」の理解と周知

2024年1月施行の認知症基本法に基づき、24年12月に認知症施策推進基本計画が閣議決定された。22年の認知症の高齢者は約443万人、軽度認知障害(MCI)の高齢者は約559万人で合計1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に1人が認知症または予備軍といえる状況にある。40年には合計1,200万人に達し、3.3人に1人になると見込まれる。誰もが認知症になり得る状況を踏まえ、基本計画は「新しい認知症観」への理解と周知を重点目標の第一に掲げる。認知症になっても、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で人々とつながり、希望をもって暮らし続けることができるという考え方である。学校教育、地域や企業に向けた認知症の知識や理解の推進、認知症サポーターの養成、認知症本人との交流や、いきいきと暮らす姿を発信する「希望大使」の活動などの取り組みを強化する。

### ◆認知症に対する差別・偏見を評価する方法を開発

一方、認知症になると何もわからなくなる・できなくなるという根強い差別・偏見があり、「新しい認知症観」の理解促進には、その低減や克服が不可欠である。

日本では、認知症への差別・偏見を適切に把握・評価する指標が確立されていなかったが、24年11月、国立長寿医療研究センターは、オーストラリアで開発された評価尺度をもとに、差別・偏見を点数化して評価する質問票を作成したと発表した。26項目の質問を設け、認知症への考え方や態度などを4つの要素(①認知症の人の「回避」、②認知症の「診断の恐怖」、③認知症の人への「尊重」、④認知症に対する社会構造的な「差別の恐怖」)で評価する。国内の20～69歳の819人に実施したインターネット調査により、4つの要素の測定の妥当性・信頼性を確認した。また、認知症の人との交流経験や認知症の学習経験がある人は、「回避」や「差別の恐怖」の意識が低く、「尊重」の意識が高いことが改めて確認できた。

同センターは、質問票で各自治体が診断を行い、地域の実情にあった施策の検討・評価に活用することを想定する。自らの認知症への差別・偏見意識を把握することで、「新しい認知症観」理解につながることも期待できる。 【新井佳美】